労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正す

る省令案要綱

第一 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正

一 特別加入者の給付基礎日額の改正

特 別加 入者の給付基礎日額として、二万二千円、二万四千円及び二万五千円を加えるものとすること。

二 特別加入の申請及び脱退に係る申請書の枚数の変更

特 別 加 入の 申 請 及 Ű 脱退 に 係 る申 · 請 書 \mathcal{O} 枚 数を 一通とするものとすること。

第二 労働保険 0 保険料の徴収等に関する法律施行規則の一 部改正

第一 0 一の改正に伴い、 特別 加入者の保険料算定基礎額に ついて所要の整備を行うものとすること。

第三 施行期日

この 省令は、 平成二十五年九月一日 カュ ら施行するものとすること。ただし、第一の二については、 平

成二十五年十一月から施行するものとすること。